



国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

60歳前半で受ける特別支給の老齢厚生年金

65歳から国民年金の老齢基礎年金と厚生年金保険の老齢厚生年金を受取るようになりますが、当分の間、次のいずれにも該当した65歳未満の方には、老齢厚生年金が支給されることとなっています。(特別支給の老齢厚生年金)

- ①60歳以上であること
- ②1年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること
- ③老齢基礎年金の資格期間を満たしていること

なお、昭和16年(女子は昭和21年)4月2日以降生まれの方からは、定額部分の老齢厚生年金が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、昭和24年(女子は昭和29年)4月2日以降生まれの方は、65歳前は報酬比例相当の老齢厚生年金のみの支給です。さらに、この報酬比例相当の老齢厚生年金についても支給開始年齢が段階的に引き上げられます。具体的には下の表のとおりです。

ただし、被保険者でなく、かつ、厚生年金の障害年金3級以上の障害の状態にある方や厚生年金の加入期間が44年以上ある方については、現行の特別支給の老齢厚生年金の年金額に相当する額が支給されます。

詳しくは、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

【60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢】

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
①	男子 昭16.4.1以前生まれ	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭21.4.1以前生まれ	定額部分				老齢基礎年金
②	男子 昭16.4.2-昭18.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭21.4.2-昭23.4.1	定額部分				老齢基礎年金
③	男子 昭18.4.2-昭20.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭23.4.2-昭25.4.1	定額部分				老齢基礎年金
④	男子 昭20.4.2-昭22.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭25.4.2-昭27.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑤	男子 昭22.4.2-昭24.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭27.4.2-昭29.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑥	男子 昭24.4.2-昭26.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭29.4.2-昭31.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑦	男子 昭26.4.2-昭28.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭31.4.2-昭33.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑧	男子 昭28.4.2-昭30.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭33.4.2-昭35.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑨	男子 昭30.4.2-昭32.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭35.4.2-昭37.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑩	男子 昭32.4.2-昭34.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭37.4.2-昭39.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑪	男子 昭34.4.2-昭36.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭39.4.2-昭41.4.1	定額部分				老齢基礎年金
	男子 昭36.4.2以降	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女子 昭41.4.2以降	定額部分				老齢基礎年金

国民年金保険料の免除申請 ~ 継続申請で毎年の申請が不要になります！

継続申請とは、全額免除または若年者納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または猶予の申請を希望されていた場合に申請書の提出が必要となる制度です。

これまで、国民年金保険料の免除申請や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年、お住まいの市町村の窓口へ申請書の提出が必要でした。

しかし、平成18年度以降、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望された場合には、改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されることになりました。

これにより、申請時に翌年度以降も申請を行うことを

あらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に付けることが必要)されており、保険料全額免除または若年者納付猶予が承認された場合には、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査が行われます。

ただし、失業若しくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは一部納付・学生納付特例の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

今年度の継続申請について詳しくは、お近くの社会保険事務所または、市役所国民年金係までお問い合わせください。

健康カレンダー 9月10日 - 10月9日

日曜	行	事	時	間	会	場
9月	11月	育児相談	受付	10:00~11:30	健康センター	
		複合健診	受付	7:30~8:00	"	
	12月	複合健診	受付	7:30~8:00	サンフレッシュ	
	13日	乳児健診(6~7か月児)	受付	13:05~13:30	健康センター	
	13~15日	複合健診	受付	7:30~8:00	サンフレッシュ	
	19日	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付	9:00~11:30	健康センター	
		健康クッキング教室	9:30~13:30	"		
	20日	成人歯科ブラッシング相談	受付	9:00~11:00	"	
	21日	子育てサロン	10:00~11:40	"		
	25日	初妊婦講座	受付	9:20~9:30	"	
	26日	5歳児歯科健診	受付	13:05~13:25	"	
	27日	成人歯科ブラッシング相談	受付	9:00~11:00	"	
	28日	2歳児歯科健診	受付	13:05~13:25	"	
	30日	ヘルスサポーター講座	9:00~14:00	"		
10月	2日	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付	9:00~11:30	健康センター	
	3日	乳児健診(3~4か月児)	受付	13:05~13:30	"	
	4日	3歳児健診	受付	13:05~13:30	"	

問合せ 健康センター TEL72-7176

情報 かわら版

乳幼児期の子育て講座の「子育て」サポーター募集

子どもの成長に合わせた受け渡し方など、家庭教育のあり方についての理解を深める機会として、2歳・2歳半児歯科検診時の機会を活用し、乳幼児期の子育てを持つ親のための子育て講座を実施します。

講座を実施するにあたり、講座のお手伝いをしてくださる「子育て」サポーターを募集します。

集めます。

活動の内容

①2歳児の託児

②講師のサポート(親子のふれあい活動、子育てについて)の相談活動など)

応募資格 子育て支援事業に興味・関心のある方(年齢・経験不問)

講座の日時 平成18年10月20日・11月17日・12月15日・平成19年1月19日・2月9日 計5回

いずれも金曜日・午後1時~1時50分(2歳・2歳児半歯科健診前に実施)

講座の会場 健康センター

申込方法 市教育委員会生涯学習課に電話で申し込んでください。(氏名・住所・電話番号)TEL7201770

番号)TEL7201770

応募締切 9月29日(金)

その他 講座の概要についての説明や託児のことがまえるなどについての事前研修会を実施します。期日については後日連絡します。



人のうごき

平成18年8月1日現在

男性 11,756人 (-2)

女性 13,716人 (+7)

合計 25,472人 (+5)

世帯 11,241世帯 (-1)

()内は前月との比較

山神	畑野	宇都	神園	川崎	茶屋	氏名	年齢	住所
徳子	末内	鈴代	トミ	政信	絹子		70	湯野
72	60	51	82	84	70			光男
高見町	高見町	旭町	汐見町	立神北町	板敷南町			國康
								井上
竹迫	山之内	駒水	新屋敷	今門				湯野
ヨシ	安夫	叶助	孝志	ミチ				光男
79	80	99	62	80	87		68	
白沢町	中央町	駒水	明和町	桜山町	塩屋北町			桜木町

前田	榮村	塩場	平田	兼行	上妻	吉嶺	氏名	年齢	住所
花海	聖矢	晴仁	和	理愛良	健太郎	こころ			保護者住所
伸一郎	誠	公孝	博海	良	祐太郎	勝郎			
72	60	51	82	84	70				
高見町	高見町	旭町	汐見町	立神北町	板敷南町				
竹迫	山之内	駒水	新屋敷	今門					
ヨシ	安夫	叶助	孝志	ミチ					
79	80	99	62	80	87				
白沢町	中央町	駒水	明和町	桜山町	塩屋北町				